

公 示 書

北海道開発局旭川開発建設部名寄河川事務所が管理する河川及びダムにおいて、「災害等における河川及びダム災害応急業務」に即時対応することを目的に、協定の締結に同意できる企業の公募について、次のとおり公示する。

令和 5年 3月 22日

北海道開発局旭川開発建設部
名寄河川事務所長 加納 浩生

1 対象企業

旭川開発建設部名寄河川事務所管内において、災害等における河川及びダム災害応急業務に関する協定の締結に同意できる企業

2 対象河川及びダム等

名寄河川事務所が管理する河川及びダム（別図（1）～（3）、ブロック別範囲及び体制表を参照。）とする。又、大規模土砂災害が発生した場合は、所管する市町村（中川町、音威子府村、美深町、名寄市、士別市、下川町、和寒町及び剣淵町）の区域とする。

3 公募参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている単体企業であること。

- （1）予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- （2）北海道開発局における次の工事及び業務区分に係る令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格の申請を行い受理されていること。また、協定締結時点において資格の決定を受けていること。
- （3）北海道開発局における工事区分「機械装置」、かつ、「維持」に係る令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。
- （4）会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ただし、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けている場合を除く。

- (5) 災害応急業務の履行が可能である体制として、1級又は2級の土木施工管理技士の資格者を有し、かつ、緊急連絡体制を有すること。
- (6) 申請書の提出期限の日から締結の時までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年4月1日付け北開局工第1号。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 過去10年間（平成25～令和4年度）の施工等実績を有する者とし、旭川開発建設部又は北海道上川総合振興局の河川又はダムにおける機械装置の施工又は点検の実績を有すること。
- (8) 旭川開発建設部管内に本店、支店又は営業所を有していること。
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

4 協定企業の決定

申請書類の内容及び過去の施工実績等を総合的に審査し、締結の可否を決定後、令和5年5月中旬に各社へ郵送により通知する。

5 公募手続等

(1) 担当者

096-0016 名寄市西6条南9丁目
旭川開発建設部名寄河川事務所 総務課長
電話 01654-3-3177（内線211）
FAX 01654-3-0013

(2) 公募参加希望申請書の交付期間、場所及び方法

令和5年3月22日（水）から令和5年4月21日（金）までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、9時00分から16時00分まで、（1）において閲覧、貸出及びホームページ（北海道開発局旭川開発建設部 HP「新着・更新情報一覧」HP アドレス <https://www.hkd.mlit.go.jp/as/news.html>）により閲覧、交付する。

(3) 公募参加希望申請書の提出方法、提出先及び提出期限

令和5年4月21日（金）16時までに北海道開発局旭川開発建設部名寄河川事務所総務課に持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

(4) 申請書は、別記様式-1により作成すること。

(5) 資料は次に掲げるところに従い作成すること。

なお、ウの施工実績については、過去10年間（平成25～令和4年度）とする。
なお、令和4年度の資料は提出期限の日までに工事が完成し、引渡しが済んでいるものに限り記載することとし、可能な限り旭川開発建設部又は北海道上川総合振興局の河川又はダムにおける機械装置の施工又は点検実績を確認できる書類（契約書、

公示用設計書等の写し)を添付すること。

ア 参加資格

3(3)に掲げる資格があることを判断できる資料を添付すること。

イ 業務履行のための体制

3(5)に掲げる資格があることを判断できるよう別記様式-2に記載すること。

ウ 施工等実績

3(7)に掲げる資格者を有することを判断できるよう別記様式-3に記載すること。

エ 本店、支店又は営業所の所在地の確認

3(8)に掲げる資格があることを判断できる資料の写しを添付すること。

6 公示書等に対する質問

(1) この公示書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

ア 提出期間 令和5年3月22日(水)から令和5年4月14日(金)まで。
持参する場合は、上記期間の休日を除く毎日の9時00分から16時00分までに行うこと。

イ 提出方法 書面を持参又は郵送(書留郵便に限る。)若しくはFAX(着信を確認すること。)のいずれかの方法より5(1)に提出すること。

(2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり5(1)において閲覧に供し、質問者へはFAXにより回答する。

ア 期間 令和5年4月14日(金)まで(休日を除く。)の9時00分から17時00分まで。

7 その他

協定を締結後、当該協定に基づく工事請負契約を締結する際には、元請・下請を問わず補償ができる法定外労働補償制度に加入していること。